

鳥取県における下水処理事業の財政状況

研究員 水上 啓 吾

要 旨

本稿では、鳥取県内の下水処理事業について、現状と今後の方針を考察した。第2節においては、日本における下水処理事業の変遷と鳥取県における下水処理事業の変遷について検討した。下水処理事業は自然環境および生活環境の保全という側面を持つと同時に地方自治体による地方経済を支える公共事業という側面を持ち合わせていた。第二次大戦後に国の補助金を用いながら大規模な下水処理施設を整備してきたのである。だが、第3節で分析したように、下水処理事業自体の維持可能性はそれとは別問題である。使用料を徴収する下水処理事業は、特別会計においておこなわれている。しかし、使用料収入を上回る事業費の増大によって、一般会計からの繰入額を増やさざるをえなくなっている。そうした中では特別会計として事業をおこなう意義は弱まることとなる。こうした点は一般会計との境界をあいまいにするだけでなく、使用料を徴収する根拠を弱めうる。さらに、第4節では下水処理事業の人口カバー率や汚水の処理量が減少している地域があることを確認した。すなわち、現在の計画のように人口カバー率の引き上げと管渠の延長では、一般会計からの繰入額が増大する可能性がある。ただし、人口カバー率の引き上げという方針が一般会計からの繰入額の増大をもたらしたとしても、住民の利便性が高まるなどのメリットもある。重要な点は今後も安定的に事業を継続する上で必要な制度構築であろう。急速な都市化に対応するために構築された特別会計とその下での料金設定は、ある程度下水処理施設が整備され、人口減少期を迎えている現在に適合的とはいえない。今後も住民の利便性を追求するのであれば、一般財源の繰入額を正当化しなければならない。

1. はじめに

本稿の目的は鳥取県内の下水処理事業の近年の傾向を考察し、今後の維持可能な事業のあり方を検討することである。21世紀に入り既に10年以上が経ち、地方経済の衰退は続く一方である。当然ながら、地域経済の衰退はその地域の生活水準を低めることになるのである。地域経済の動向は地方公共団体の活動とも密接な関連があり、さらに地方公共団体は上位政府との関係に代表されるように行政区域をこえた政府間財政関係のもとで成り立っている。こうし

た政府間財政関係の中で地方政府、特に基礎自治体である市町村は住民の日々の生活に欠かすことのできない共同需要を満たしている。本稿で対象とする下水処理事業もその例外ではなく、国と地方公共団体の重層的な関係の中で位置付けられるべきものである。

しかし、そもそも下水処理事業は純粋な公共財とはいえない特徴を有している¹。下水処理自体が公共需要として見なされて全国に普及したのは第二次大戦後であり、それは都市部への人口流入が加速し、急速に工業化が進んだことが背景にある。すな

1 公共財を経済的に定義すれば、排除不可能性と非競合性を有している財及びサービスということになる（小島・兼子〔2004：2〕）。下水処理事業は原則的には排除が可能であり、純粋公共財とはいえない。

わち、極度の集住が進むことによって、当該地域の自然の浄化力では及ばないほどに排水が増加してしまったのである。

こうした事態に対して基礎自治体である市町村は、国の補助金を活用して下水道を整備してきた。しかし、近年下水処理事業自体を見直す風潮が高まってきており、先行研究においても下水処理事業の問題点が指摘されている。例えば、只友 [1999] は、既存の政府間財政関係が下水処理事業に対する地域の意思決定をゆがめているとしている。財政力の乏しい市町村が単独で下水道を整備することは難しい。ただし国の補助を受ければ地域の実情に即した事業にならない可能性がある。合併処理浄化槽が地域に適したものであっても、導入する障壁は非常に高くなっていると評価している。他方、亀本 [2005] は公共下水道や農業集落排水事業、合併処理浄化槽等の多様な下水処理事業のあり方が基礎自治体による住民からの財源調達を原理的に困難にしている点を指摘している。既存の制度の枠組み自体が維持可能な下水道事業をおこなう上での隘路を作り出しているのである。このように総体としての日本の下水処理事業の行き詰まりは見えてきているが、地域の実態をとらえた実証研究はいまだ不十分である。

以上を踏まえてあらためて本稿の課題を設定すれば、人口減少地域である鳥取県において、下水処理事業がどのように変化してきているかについて、財政指標を中心に分析し、事業の持続可能性について考察することである。

そこで、以下ではまず日本の下水処理事業の方針の変遷と鳥取県の下水処理事業の変遷を分析し、現在の状況の位置づけを試みる。その上で詳細に下水処理事業を財政面から把握する。最後に下水処理事業が財政面において抱えている課題を明らかにし、今後の方針について検討する。

2. 日本の下水処理行政と鳥取県の下水処理行政

公共下水道は第二次大戦後の都市化とともに地方においても整備が進められてきた。1958年の下水道法改正によって、「都市環境の改善を図り、もっと都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与する」ことを目的として雨水と汚水をひとつの管路で送る合流式下水道を中心とした整備がおこなわれるようになったのである²。

このように下水道法が改正された背景には、高度経済成長期に入り、重化学工業関連企業等に代表される大口の汚水排出者の増加したことがある。さらに1960年代以降には農村の過剰労働力が都市部に移動し、都市の居住人口がした。都市部の人口増大は過程からの汚水排出量の増大に結びついた。

こうした社会及び経済状況の変化の結果、国レベルでは下水道法の改正にとどまらず、1963年には生活環境施設整備緊急措置法を制定し、「下水道整備五カ年計画」、「終末処理場整備五カ年計画」をそれぞれ建設省と厚生省の所管で実施している。その後1967年には下水道整備緊急措置法が制定されると、「下水道整備五カ年計画」と「終末処理場整備五カ年計画」は建設省の所管として一元化され、「第二次五カ年計画」として下水道及び終末処理場の整備がすすめられることとなった。

国レベルでの法整備及び大規模な整備計画は、鳥取県の下水処理事業をも大きく変化させた。例えば1910年代から下水道整備を検討するなど、先進的な取り組みを実施してきた米子市においては、第二次五カ年計画が開始された1967年に下水道調査事務所を設置している。その2年後の1969年には、八カ年計画を策定し、公共下水道事業を開始し、米子市内の下水道は急速に整備されていくことになる³。

このように都市部の下水処理事業がすすめられていく一方で、農村地域においても下水処理事業が実施されるようになった。都市部における公共下水道事業が1960年代から全国的に広がりを見せていたの

2 米子市史編さん協議会 [2008 : 610]

3 米子市史編さん協議会 [2008 : 612]

に対し、農村部での下水処理事業が国の事業と結びついて進められるようになったのは1980年代である。1983年に浄化槽法が改正され、農林水産省所管で農業集落排水事業が開始された。鳥取県においても例外ではなく、1983年に鳥取市が農業集落排水事業の整備を開始した。

以上のように下水処理事業が展開していく過程では、市町村と国が共同で事業をすすめてきた経緯がある。その結果、2011年3月時点の鳥取県の汚水処理人口普及率は90.7%であり、全国の普及率86.9%を上回り、全国で10番目に高い数値となっている。しかし、下水処理関連施設が本格的に整備され始めたのは1970年代半ば以降である。日本が既に高度経済成長期の終焉を迎えていた時期であった。

この点について、あらためて市町村が単独で整備することができなかった理由を考えれば、下水道及び処理施設の建設費用が巨額であることが考えられよう。というのもその規模は大きいことから乗数効果を期待する公共投資として、高度経済成長の終焉とともに公共事業の中でも重要な位置づけがなされてきたのである。すなわち、経済的側面からも正当化されてきたといえよう。だが、こうした下水処理事業が経済対策の一環としておこなわれるならば、当該事業自体の持続可能性が問題となろう。そこで次節以降では下水処理事業について財政的側面から検討したい。

3. 下水道財政の変遷について

本節の課題は鳥取県内の下水処理事業を定量的に把握するために、財政指標の動向を分析することである。まずは、分析すべき指標について整理しておこう。

県内の市町村は普通地方公共団体であるが、その会計は地方自治法第209条によって一般会計と特別会計に分けられている。その区分について同法では、「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業をおこなう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができ

る」としている。すなわち、当該事業を実施すること使用料収入など特定の歳入を期待できる場合には、条例にて特別会計を設けることが可能である。周知の通り、下水処理事業を市町村が実施する場合、利用者は市町村に対して料金を支払う。したがって、一般会計と区別した特別会計によって下水処理事業を管理することが可能である。

こうした違いは地方政府の役割の違いとしてもあらわれてくる場合がある。一般会計の歳入の中心を占めるのは租税収入である。上位政府からの補助金や借入も歳入の多くを占めるが、それらは原則として上位政府の租税収入もしくは将来の租税収入に裏付けられた地方債の発行による収入である。租税収入は政府の強制力によって徴収されるものであり、使い途は年度毎に行政及び議会によって定められる。

一方、特別会計においては条例において使い途が決められた使用料収入等を当該事業に充当することが建前である。事業によって料金設定は市場の動向とも密接につながる場合があり、バス事業などは他の交通事業者との競争が生じる可能性もある。すなわち、一般会計とは異なり民主主義的手続きによって決定するとは限らないのである。

ただし、肝心の下水処理事業については一般会計と特別会計の別を明確に見いだすことができない。他県と同じく鳥取県内の市町村では下水処理事業が特別会計でおこなわれているが、他の事業者との競争があるわけではなく、サービス利用者である住民にとってもサービスの提供を拒否することは現実的ではない。つまり、地方自治体の事業として、非常に不明確な位置づけであるといえよう。

さらに下水処理事業の会計を複雑にしているのが国からの補助金である。公共下水道事業については施設の建設に必要な費用について国土交通省からの補助金が存在し、農業集落排水事業については農林水産省からの補助金が存在する。上述したように、下水処理事業は公共下水道と集落排水事業の整備過程で異なる経緯がある。したがって、市町村ではそれぞれ別の特別会計を設け、事業をおこなっている。その際、同じ行政区域内においても下水処理事業の料金設定は同じであるとは限らない。租税のように

行政区域内では同一の条件で住民に負担を強いるわけではないのである。

このように下水処理事業は一般会計と特別会計の違いから来る事業の位置づけの問題と公共下水道と集落排水との違いからくる特別会計内の事業の分離の問題を抱えており、当該事業の実態を把握する際にもこの点に留意しなければならない。

では、実際の財政指標を見ていこう。表1は鳥取県内の下水処理事業全体における収益と費用およびその収支をあらわしたものである。同表を見ると、2004年度から2010年度まで総収益は増え続け、2004年度に157億円だった総収益が2010年度には194億円にまで膨れあがっている。その一方で総費用は2004年度に144億円だったが、2010年度には128億円にまで減少している。したがって、その収支は黒字幅が増大することになり、2004年の14億円から2010年には67億円にまで達している。この表からは鳥取県内の下水道事業が年々改善されているように見て取れる。

しかし、実際にはそれほど楽観的な話ではない。表2から表4は、鳥取県内の主な下水処理事業である公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業のそれぞれについての事業会計の推移をまとめたものである。

まずは表2の公共下水道事業についてである⁴。収益的収支については、総収益は増加傾向にあり、2005年度から2009年度にかけて99億円から116億円まで17億円増加している。ただし、特別会計を設ける根拠となる下水道使用料の増大は5億円弱である。総収益が増大した要因として考えられるのが、営業外収益の他会計繰入金である。同指標は2005年度から2009年度にかけて、15億円増加している。他方、総費用については減少傾向にあり、特に単年度の支払利息については4年間で10億円程度の減少となっている。次に資本的収支については、2005年度から2009年度にかけて、資本的収入が他会計補助金の減少によって7億円減少していることがわかる。資本的支出については建設改良費が31億円減少したにもかかわらず、地方債償還金が45億円増え、全体では14億円の増大となっている。その結果資本的収支赤字は18億円から39億円へと膨らんでいる。

表1 鳥取県内の下水処理事業収支の推移

(単位：百万円)

	総収益	総費用	収支差引
2004年度	15,737	14,351	1,385
2005年度	15,184	14,055	1,130
2006年度	16,525	13,750	2,775
2007年度	16,555	13,686	2,869
2008年度	18,287	13,598	4,689
2009年度	18,379	12,949	5,430
2010年度	19,416	12,765	6,651

出所) 鳥取県「公営企業会計決算の状況」より作成。

4 収益的収支部門はその期における営業活動に伴う収益とそれに対する費用についての指標である。一方、効果が次期以上に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入についての指標が資本的収支部門である(総務省『平成21年度地方公営企業決算の概要』)。

表2 鳥取県内の公共下水道事業収支の推移

(単位：千円)

	2005年度	2007年度	2009年度
収益的収支			
総収益	9,900,621	10,896,843	11,577,740
営業収益	7,020,227	7,129,543	7,480,297
下水道使用料	4,734,450	5,264,557	5,741,630
雨水処理負担金	2,176,173	1,719,410	1,633,278
受託工事収益	7,153	7,789	43,503
その他	102,451	137,787	61,886
営業外収益	2,880,394	3,767,300	4,097,443
国庫補助金	16,214	0	0
都道府県補助金	0	0	0
他会計繰入金	2,247,984	3,196,663	3,731,226
その他	616,196	570,637	366,217
総費用	8,640,393	8,269,646	7,516,824
営業費用	3,515,085	3,493,452	3,563,320
職員給与費	630,745	554,834	595,978
受託工事費	7,153	9,311	49,597
流域下水道管理運営費負担金	581,547	561,087	561,328
その他	2,295,640	2,368,220	2,356,417
営業外費用	5,125,308	4,776,194	3,953,504
支払利息	4,533,170	4,249,800	3,568,499
その他	592,138	526,394	385,005
収支差引	1,260,228	2,627,197	4,060,916
資本的収支			
資本的収入	15,710,606	16,832,846	14,997,733
地方債	6,875,900	10,399,518	9,260,058
他会計出資金	0	0	0
他会計補助金	4,466,134	2,474,118	2,086,686
他会計借入金	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	8,200
国庫補助金	3,698,750	3,219,254	3,071,030
都道府県補助金	0	0	0
工事負担金	655,253	584,000	497,682
その他	14,569	155,956	74,077
資本的支出	17,481,821	19,517,507	18,937,106
建設改良費	10,339,874	8,571,796	7,247,642
地方債償還金	7,115,707	10,911,371	11,676,336
他会計長期借入金返還金	0	0	0
他会計への繰出金	26,240	34,340	11,494
その他	0	0	1,634
収支差引	-1,771,215	-2,684,661	-3,939,373
収支再差引	-510,987	-57,464	121,543

出所) 総務省「地方公営企業年鑑」より作成。

しかし、収益的収支黒字は13億円から41億円へと増大したため、収益的収支の黒字と資本的収支の赤字が相殺され、全体では5億円の赤字から1億円の黒字へと転じている。すなわち、このように公共下水道事業については、営業収益に対する一般会計か

らの繰入が増加することによって会計が維持されているのである。

次に表3を使い、特定環境保全公共下水道事業について検討しよう。収益的収支について見ると、総収益は公共下水道事業と同じように増加傾向にある

ことがわかる。2005年度から2009年度にかけて8億円増えている。一方、営業収益は2億円の増加にとどまっており、増加幅が大きいのはやはり営業外収益に含まれる他会計繰入金である。2005年度において9億円程度であった他会計繰入金は2009年には15

億円にまで増大している。他方、資本的収支については地方債償還金の増大などの影響で大幅に赤字が増えている。ただし、公共下水道事業と同様に、収益的収支の黒字の増大によって赤字幅は4年間でほとんど変化がない。

表3 鳥取県内の特定環境保全公共下水道事業収支の推移

(単位：千円)

	2005年度	2007年度	2009年度
収益的収支			
総収益	1,915,137	2,084,634	2,690,550
営業収益	920,735	1,041,109	1,140,774
下水道使用料	911,644	1,028,318	1,108,166
雨水処理負担金	5,855	6,732	8,360
受託工事収益	0	0	6,076
その他	3,236	6,059	18,172
営業外収益	994,402	1,043,525	1,549,776
国庫補助金	8,106	0	0
都道府県補助金	0	0	0
他会計繰入金	858,271	897,510	1,511,744
その他	128,025	146,015	38,032
総費用	2,049,198	2,004,175	1,938,391
営業費用	896,817	863,830	928,832
職員給与費	71,154	104,217	89,032
受託工事費	0	0	7,066
流域下水道管理運営費負担金	133,211	126,280	128,883
その他	692,452	633,333	703,851
営業外費用	1,152,381	1,140,345	1,009,559
支払利息	1,075,091	1,083,429	980,256
その他	77,290	56,916	29,303
収支差引	-134,061	80,459	752,159
資本的収支			
資本的収入	6,126,836	3,845,141	3,193,291
地方債	1,961,900	1,097,200	1,170,342
他会計出資金	0	0	0
他会計補助金	1,683,383	1,857,439	1,407,606
他会計借入金	460,399	0	0
固定資産売却代金	0	0	0
国庫補助金	1,602,010	610,495	442,900
都道府県補助金	0	0	0
工事負担金	404,028	272,332	151,556
その他	15,116	7,675	20,887
資本的支出	6,134,226	4,100,819	4,119,759
建設改良費	3,650,022	1,622,232	1,223,188
地方債償還金	1,980,108	2,418,287	2,880,826
他会計長期借入金返還金	0	0	0
他会計への繰出金	504,096	60,300	15,745
その他	0	0	0
収支差引	-7,390	-255,678	-926,468
収支再差引	-141,451	-175,219	-174,309

出所) 総務省「地方公営企業年鑑」より作成。

最後に、表4を使い農業集落排水事業について見ると、収益的収支における総収益は32億円から39億円へと7億円増加している。そのうち下水道使用料の増加は3億円である。また、他の事業と同様で他会計繰入金は18億円から23億円へと5億円の増加で

ある。農業集落排水事業においても下水道使用料の増加を上回る他会計繰入金の増加を確認できる。また資本的収支については、地方債発行額や国庫補助金の減少により資本的収入が減少し、資本的支出も減少している。この点は他の2事業と異なる点であ

表4 鳥取県内の農業集落排水事業収支の推移

(単位：千円)

	2005年度	2007年度	2009年度
収益的収支			
総収益	3,204,535	3,395,603	3,882,561
営業収益	1,036,499	1,185,707	1,287,275
下水道使用料	995,492	1,143,353	1,275,077
雨水処理負担金	4,421	36,014	4,622
受託工事収益	31,689	1,645	6,288
その他	4,897	4,695	1,288
営業外収益	2,168,036	2,209,896	2,595,286
国庫補助金	0	0	0
都道府県補助金	0	0	11,000
他会計繰入金	1,836,241	1,858,373	2,292,758
その他	331,795	351,523	291,528
総費用	3,207,844	3,256,091	3,329,026
営業費用	1,352,610	1,477,183	1,601,745
職員給与費	132,731	124,506	120,756
受託工事費	33,034	1,208	4,659
流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
その他	1,186,845	1,351,469	1,476,330
営業外費用	1,855,234	1,778,908	1,727,281
支払利息	1,633,404	1,609,130	1,487,287
その他	221,830	169,778	239,994
収支差引	-3,309	131,005	553,535
資本的収支			
資本的収入	6,893,104	4,629,099	4,085,017
地方債	2,373,600	1,493,700	1,432,500
他会計出資金	0	0	0
他会計補助金	2,310,345	2,280,613	2,221,886
他会計借入金	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0
国庫補助金	1,587,545	666,195	350,649
都道府県補助金	407,978	69,965	0
工事負担金	208,607	98,204	49,418
その他	5,029	20,422	30,564
資本的支出	6,939,372	4,846,607	4,746,824
建設改良費	4,577,734	1,772,271	839,042
地方債償還金	2,361,638	3,067,593	3,894,431
他会計長期借入金返還金	0	0	0
他会計への繰出金	0	6,743	13,351
その他	0	0	0
収支差引	-46,268	-217,508	-661,807
収支再差引	-49,577	-77,996	-108,272

出所) 総務省「地方公営企業年鑑」より作成。

る。ただし、減少する資本的支出の中身を見ると、建設的改良費は減少するが、やはり地方債償還金は増加している。

以上のように、近年の下水処理事業の変化を見ると、収益的収支黒字が増大傾向にある一方で、資本的収支赤字が増大傾向にあることが確認できた。過去の建設費用を変換する地方債償還金は年々増大傾向にあり、その費用を使用料収入でまかなうことはできていないのである。その結果、一般会計からの繰入によって事業を維持しなければならなかったと評価できよう。

4. 今後の見通し

こうした事実は、今後の鳥取県内の下水処理事業のあり方に対してどのようなインプリケーションをもたらすだろうか。以下では前節で確認した財政状況の背景にある下水処理事業の変化を考察することで、今後の事業方針についての知見を探していきたい。

現在、鳥取県内の下水処理事業は公共下水道の更なる延長と点在する集落排水事業の接続が計画されている。前述したように人口減少が予想される中では、将来的には下水処理の総量は減少するだろう。必然的に公共下水道の処理施設における余剰処理能力は増大する。問題はこうした現象がどの程度生じるかである。

そこで、図1を使って、使用料収入の規模の前提となる汚水処理人口普及状況の推移をみておこう。2003年度末には75.3%であった鳥取県の汚水処理人口普及率はその後着実に増加し、2004年度末から2010年度末にかけて、79.5%、81.8%、84.5%、86.7%、88.9%、89.8%、90.7%と推移している。したがって、2003年度から2010年度にかけての7年間では15.4%ポイント増加している。また、2005年度から2009年度にかけての4年間では8.0%増加しており、変化率は9.7%である。

このような普及率の上昇は、下水道使用料にも影響が出ると考えられる。再び表2から表4を使い、2005年度から2009年度の営業収益および下水道使用料について見ておこう。公共下水道については、下水道使用料が47億円から57億円へと増え、営業収益が70億円から75億円へと増えている。したがって、それぞれの変化率は21.3%と6.6%である。次に特定環境保全公共下水道については、下水道使用料が9億円から11億円へと増加し、営業収益も9億円から11億円へと増えている。それぞれの変化率は21.6%、23.9%である。農業集落排水事業については、下水道使用料が10億円から13億円へと増加し、営業収益についても10億円から13億円へと増加している。それぞれの変化率は、28.0%、24.2%である。

上述したように2005年度から2009年度にかけて汚水処理人口普及率の変化率は9.7%であったが、使用料収入はより高い変化を示しているのである。し

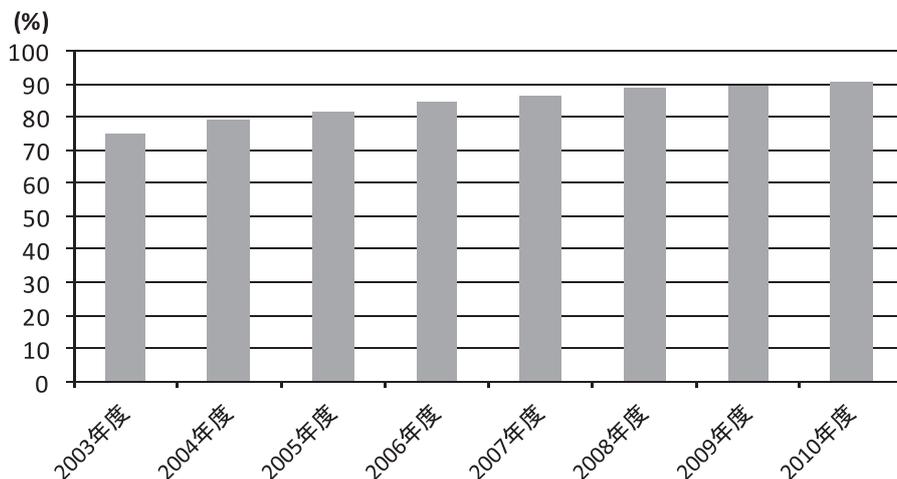


図1 汚水処理人口普及率の推移
出所) 環境省「都道府県別汚水処理人口普及状況」より作成。

たがって、この間鳥取県においては、汚水処理人口普及率が高くなり、汚水の排出量も増加し、使用料収入も普及率の上昇以上に増加するという循環にあったと考えられる。こうした傾向が続く限りは、下水処理事業を安定化させることを期待できるのである。ただし、今後の下水処理事業について考える場合には慎重になる必要がある。高水準であるということは、これ以上の普及率の向上を望みにくいということも意味している点には留意しなければならないからである。

重要なのは、今後の計画についても同じように普及率の上昇と排出量の増大が続き、安定した財政状況を維持できるか否かである。そこで、近年の傾向から今後の下水処理事業の将来像を見よう。図2は県内市町村の各下水処理事業会計における年間総処理水量と下水処理関連施設の計画人口に占める処理区域内人口の割合との関係をあらわしたものである。どちらの指標も2005年度における値と2009年度における値の変化によって示している。同図からまずわかることは、計画人口に占める処理区域内人口が高くなれば年間総処理水量は増大するという点だろう。全体計画人口にしめる現在処理区域内人口の変化が小さければ小さいほど、年間総処理水量の変化も小さくなっている。こうした事実は、より充実

した施設の整備という方針とも整合的である。

ただし、もう一点注意しなければならないのは、どちらの指標も減少している会計があるという事実である。すなわち、2005年から2009年にかけて全体計画人口に占める現在処理区域内人口が減少する事態や、年間総処理水量が減少する事態が生じているのである。すなわち既存の計画をおしすすめても、もはや普及率の上昇に結びつかない事業が存在するのである。

以上の分析を通じて明らかになったのは、今後の下水道計画については、現在の使用料金体系の下では収入の増加を見込めない可能性があるということである。施設の整備をすすめ、利用者の増大をはかっても、普及率が上昇せず、排水量が増加しないなかでは収入の増加は見込めない。他方、普及率を増大させるためには必然的に管渠の延長が必要となり、そのため資本費や維持管理費の増大に結びつく。したがって、現在の下水処理事業の方針では、使用料率の引き上げをしなければ一般財源の繰入を増やす以外に道はなくなるのである。特別会計を設け、行政区域内の使用料の水準を多様に設定してきた経緯を考えれば、異なる料金体系の下水使用料を引き上げることは困難である。結果として一般財源からの繰入の増加を選択せざるを得ないだろう。

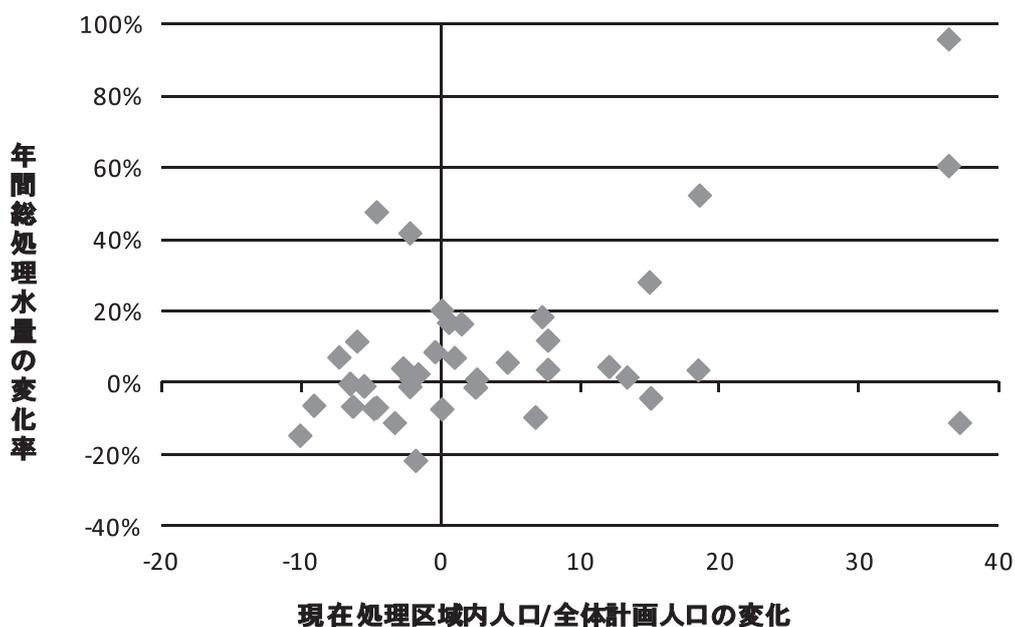


図2 年間総処理水量とカバー人口の関係
出所) 総務省「地方公営企業年鑑」より作成。

5. おわりに

本稿では、鳥取県内の下水処理事業について、現状と今後の方針を検討してきた。第2節においては、日本における下水処理事業の変遷と鳥取県における下水処理事業の変遷について検討した。昭和33年の法改正により、全国的に展開した下水処理事業は鳥取県においても例外ではなく、各自治体は対応をせまられることとなった。こうした下水処理事業は自然環境および生活環境の保全という側面を持つと同時に地方自治体による地方経済を支える公共事業という側面を持ち合わせていた。第二次大戦後に国の補助金を用いながら大規模な下水処理施設を整備してきたのである。

しかし、第3節で分析したように、下水処理事業自体の維持可能性は本来設備の充実の度合いとは別問題である。使用料を徴収する下水処理事業は、特別会計においておこなわれている。しかし、使用料収入の低下及び事業費の増大によって、一般会計からの繰入額を増やさざるをえなくなっている。そうした中では特別会計として事業をおこなう意義は弱まることとなる。こうした点は一般会計との境界をあいまいにするだけでなく、使用料を徴収する根拠を弱めうる。

さらに、第4節では既に下水処理事業の人口カバー率や汚水の処理量が低下している地域があることを確認した。すなわち、現在の計画のように人口カバー率の引き上げと管渠の延長では、一般会計からの繰入額が増大する可能性がある。

ただし、人口カバー率の引き上げという方針が一般会計からの繰入額の増大をもたらしたとしても、住民の利便性が高まるなどのメリットもある。重要な点は今後も安定的に事業を継続する上で必要な制度構築であろう。

急速な都市化に対応するために構築された特別会計とその下での料金設定は、ある程度下水処理施設が整備され、人口減少期を迎えている現在に適合的とはいえない。今後も住民の利便性を追求するのであれば、一般財源の繰入額を正当化しなければならない。その際には、一般会計と同様に予算編成過

程で目が行き届くような事業体系への見直しが必要になるだろう。

参考文献

亀本和彦 [2005] 「下水道事業に係るいくつかの課題」『レファレンス』第55巻第7号、国立国会図書館調査及び立法考査局。

小島照男、兼子良夫 [2004] 『地方財政と地域経営』、八千代出版。

総務省自治財政局 [2006] 「『今後の下水道財政の在り方に関する研究会』報告書」。

只友景士 [1999] 「地域水環境保全と地方財政」『地方分権と財政責任』勁草書房。

米子市史編さん協議会 [2008] 『新修米子市史』米子市。